

職 職 一 2 4 0

平成30年11月26日

人事院事務総長

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—4（職員の保健及び安全保持）の運用について（昭和62年12月25日職福—691）」の一部を下記のとおり改正したので、平成31年2月1日以降は、これによってください。

なお、改正後の別表第2の規定の適用については、平成31年8月1日前に製造され、又は同日において現に製造している安全带（要求性能墜落制止用器具（同表の第5号に掲げる業務（機械集材装置等の取扱いの業務）の欄に規定する要求性能墜落制止用器具をいう。以下同じ。）に該当するものを除く。）は、平成34年1月1日までの間、要求性能墜落制止用器具とみなすこととします。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないも

のは、これを加える。

改正後			改正前		
別表第6関係			別表第6関係		
1～20 (略)			1～20 (同左)		
(削る)			<u>21 第44号の「人事院の定めるもの」は、墜落による危険を防止するためのものとし、ベルト、ロープ及びその附属品により構成され、作業中の職員の墜落による危険を防止するために用いられる保護具をいう。</u>		
別表第2 危害防止主任者に必要な免許、資格等及び危害防止主任者の行うべき事務			別表第2 危害防止主任者に必要な免許、資格等及び危害防止主任者の行うべき事務		
規則別表第1に掲げる業務	免許、資格等	危害防止に関する事務	規則別表第1に掲げる業務	免許、資格等	危害防止に関する事務
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
第5号に掲げる業務(機械集材装)	林業架線作業主任者免許	1・2 (略) 3 作業中	第5号に掲げる業務(機械集材装)	林業架線作業主任者免許	1・2 (同左) 3 作業中

置等の取扱 いの業務)		、 <u>墜落</u> に よる危険 <u>のおそれ</u> に応じた <u>性能を有</u> する <u>墜落</u> <u>制止用器</u> <u>具</u> （以下 「 <u>要求性</u> <u>能墜落制</u> <u>止用器具</u> 」という。 ）等及び 保護帽の 使用状況 を監視す ること。	置等の取扱 いの業務)		、 <u>安全帯</u> 等及び保 護帽の使 用状況を 監視する こと。
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
第11号に 掲げる業務 (地山の掘 削の業務)	安衛法別表第 18第5号に規 定する地山の掘 削及び土止め支 保作業主任者 技能講習の修了	1・2 (略) 3 <u>要求性</u> <u>能墜落制</u> <u>止用器具</u> 等及び保	第11号に 掲げる業務 (地山の掘 削の業務)	安衛法別表第 18第5号に規 定する地山の掘 削及び土止め支 保作業主任者 技能講習の修了	1・2 (同左) 3 <u>安全帯</u> 等及び保 護帽の使 用状況を

	者の資格又は各省各庁の長がこれと同等と認められる知識、経験及び技能	護帽の使用状況を監視すること。		者の資格又は各省各庁の長がこれと同等と認められる知識、経験及び技能	監視すること。
第12号に掲げる業務（土止め支保工の切りばり等の業務）	安衛法別表第18第5号に規定する地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の修了者の資格又は各省各庁の長がこれと同等と認められる知識、経験及び技能	1・2（略） 3 <u>要求性</u> <u>能墜落制止用器具</u> 等及び保護帽の使用状況を監視すること。	第12号に掲げる業務（土止め支保工の切りばり等の業務）	安衛法別表第18第5号に規定する地山の掘削及び土止め支保工作業主任者技能講習の修了者の資格又は各省各庁の長がこれと同等と認められる知識、経験及び技能	1・2（同左） 3 <u>安全帯</u> <u>等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。
第13号に掲げる業務（岩石の採取のための掘削の業務）	安衛法別表第18第14号に規定する採石のための掘削作業主任者技能講習の修了者の資格又は各省各庁の長がこれと同等	1・2（略） 3 <u>要求性</u> <u>能墜落制止用器具</u> 等及び保護帽の使用状況を	第13号に掲げる業務（岩石の採取のための掘削の業務）	安衛法別表第18第14号に規定する採石のための掘削作業主任者技能講習の修了者の資格又は各省各庁の長がこれと同等	1・2（同左） 3 <u>安全帯</u> <u>等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。

	と認める知識、 経験及び技能	監視する こと。 4 (略)		と認める知識、 経験及び技能	4 (同左)
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
第15号に 掲げる業務 (型枠支保 工の組立て 等の業務)	安衛法別表第 18第8号に規 定する型枠支保 工の組立て等作 業主任者技能講 習の修了者の資 格又は各省各庁 の長がこれと同 等と認める知識 、経験及び技能	1・2 (略) 3 作業中 、 <u>要求性</u> <u>能墜落制</u> <u>止用器具</u> 等及び保 護帽の使 用状況を 監視する こと。	第15号に 掲げる業務 (型枠支保 工の組立て 等の業務)	安衛法別表第 18第8号に規 定する型枠支保 工の組立て等作 業主任者技能講 習の修了者の資 格又は各省各庁 の長がこれと同 等と認める知識 、経験及び技能	1・2 (同左) 3 作業中 、 <u>安全带</u> 等及び保 護帽の使 用状況を 監視する こと。
第16号に 掲げる業務 (つり足場 等の組立て 等の業務)	安衛法別表第 18第9号に規 定する足場の組 立て等作業主任 者技能講習の修 了者の資格又は 各省各庁の長が	1 (略) 2 器具、 工具、 <u>要</u> <u>求性能墜</u> <u>落制止用</u> <u>器具等及</u>	第16号に 掲げる業務 (つり足場 等の組立て 等の業務)	安衛法別表第 18第9号に規 定する足場の組 立て等作業主任 者技能講習の修 了者の資格又は 各省各庁の長が	1 (同左) 2 器具、 工具、 <u>安</u> <u>全帯等及</u> ひ保護帽 の機能を

		これと同等と認める知識、経験及び技能	び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。 3 (略) 4 <u>要求性能墜落制止用器具等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。			これと同等と認める知識、経験及び技能	点検し、不良品を取り除くこと。 3 (同左) 4 <u>安全帯等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。
第16号の2に掲げる業務(建築物等の鉄骨の組立て等の業務)	安衛法別表第18第10号に規定する建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習の修了者の資格又は各省各庁の長がこれと同等と認め	1 (略) 2 器具、 <u>工具、要求性能墜落制止用器具等</u> 及び保護帽の機能を	第16号の2に掲げる業務(建築物等の鉄骨の組立て等の業務)	安衛法別表第18第10号に規定する建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習の修了者の資格又は各省各庁の長がこれと同等と認め	1 (同左) 2 器具、 <u>工具、安全帯等</u> 及び保護帽の機能を	これと同等と認める知識、経験及び技能	点検し、不良品を取り除くこと。 3 (同左) 4 <u>安全帯等</u> 及び保護帽の使用状況を監視すること。

	る知識、経験及び技能	点検し、不良品を取り除くこと。 3 <u>要求性</u> <u>能墜落制止用器具</u> 等及び保護帽の使用状況を監視すること。		る知識、経験及び技能	取り除くこと。 3 <u>安全带</u> 等及び保護帽の使用状況を監視すること。
(略)	(略)	(略)	(同左)	(同左)	(同左)
第21号に掲げる業務 (クレーン等の組立て又は解体の業務)	取り扱う設備の構造、その取扱い、作業方法等に関する知識、経験及び技能	1・2 (略) 3 作業中、 <u>要求性</u> <u>能墜落制止用器具</u> 等及び保護帽の使用状況を監視すること。	第21号に掲げる業務 (クレーン等の組立て又は解体の業務)	取り扱う設備の構造、その取扱い、作業方法等に関する知識、経験及び技能	1・2 (同左) 3 作業中、 <u>安全带</u> 等及び保護帽の使用状況を監視すること。

(略)	(略)	(略)
-----	-----	-----

(同左)	(同左)	(同左)
------	------	------

別表第7 特別の教育を必要とする
 危害のおそれの多い業務

1～40 (略)

41 高さが2メートル以上
 の箇所であって作業床を
 設けることが困難なところ
 において、墜落制止用
 器具のうちフルハーネス
 型のものを用いて行う作
 業に係る業務（前項に掲
 げる業務を除く。）

別表第7 特別の教育を必要とする
 危害のおそれの多い業務

1～40 (同左)

(新設)

以 上